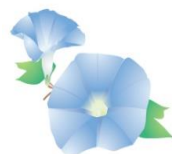


平成30年9月号

伊勢市青少年相談センターだより

伊勢市青少年相談センター 伊勢市小俣町元町540 小俣総合支所1階 TEL 22-7894



自転車のルール違反が危ない!

正しい自転車の乗り方知っていますか?

夏休み中の街頭指導状況

夏休み中の街頭指導では、大型ショッピングセンターのゲームセンターやカラオケ店で子どもたちだけで遊んでいる姿を見かけました。

特にイオンララパークのゲームセンターでは、普段の日には、ほとんどいなかった中学生がグループで大勢来て、夢中になってメダルゲームをしていました。こちらから声を掛けると、家の人には行き先を言っているとの返事がありました。また、女子中学生が友達同士でカラオケ店に来て遊んでいる姿も見かけ、指導しましたが、この時も親は知っていると言っていました。

伊勢市内の小中学校ではゲームセンターやカラオケ店には保護者の同伴無しで出入りはしないというルールがあります。

生徒本人の自覚も大事ですが、保護者に校外生活のルールの内容や、ルールを守ることの大切さについて理解していただき、もっと、子どもへの配慮をお願いしたいところです。

街頭啓発活動の実施

毎年、県が実施している「青少年非行防止活動夏季強化期間」(7月1日～8月31日の間 詳細 7月号掲載)にあわせた少年非行防止の街頭啓発活動を8月6日(月)午後、イオン伊勢店において、県健全育成担当職員と伊勢市内の立入調査員で実施しました。当日は班で分かれて、店舗の出入口前において、非行防止ののぼり旗を掲出して、買物客に啓発物品(ポケットティッシュ)を配布して非行防止を訴えました。



青少年の日 5日

家庭の日 16日

自転車は免許もいらず、大人も子どもも気軽に利用できる乗り物ですが、道路交通法上、自転車は軽車両となり、違反をすれば、処罰の対象になります。子どもに正しい自転車の乗り方を教えられますか。まず、大人が交通ルールを守り、見本を示しましょう。

- 自転車は原則、車道の左端を通行、右側通行は違反
- 自転車が歩道を通行できる場合(歩道は常に歩行者優先)
 - ・ 自転車歩道通行可の標識がある
 - ・ 13歳未満の子ども、70歳未以上、身体障害者の自転車
 - ・ 道路工事、車道が狭い等で車道通行が危険な場合
- 他によく見るこんな行為も違反
 - ・ 二人乗り運転
(16歳以上が幼児用座席に6歳未満の幼児を乗せるのは例外)
 - ・ 無灯火
 - ・ 並進しての通行
 - ・ ヘッドホン等の使用で周囲の音が十分聞こえない状態での運転
 - ・ 携帯電話の使用、傘差し(車体に固定含む)物を担いだりすることによる片手運転

警察の全国統計によると、自転車事故のうち、自転車側に何らかのルール違反が認められる事故が、大半を占めており、周囲の車や歩行者に迷惑を掛けるだけでなく、自転車側本人の生命にもかかわる大変危険な行為です。



参考 三重県警察本部少年課作成「平成29年中三重の少年非行」が三重県警察オフィシャルサイト (<http://www.police.pref.mie.jp>) に掲載中です。少年非行についての各種統計分析が掲載されています。